

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 61)

府省名	文部科学省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室	FAX	[REDACTED]
担当者名	はな村篤子	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由
<p>【質問内容】 第2条 業務委託の相手方である「事業者」は、1号、2号のいずれかを満たせばよいのであって、確定申告をしている者や税務署に開業届を提出した個人事業主に限らないと考えてよいか。</p> <p>【質問の理由】 芸術家等の中には副業、兼業として文化芸術活動を行う者もあり、確定申告をしていなかったり、開業届を出していなかったりする者も存在し得ることから。（開業届を出していないことを理由に、自分が「事業者」ではないと考える者もあるかもしれないため。）</p> <p>【回答】 第2条におけるフリーランスの定義は「・・・事業者であって、次の各号のいずれかに該当するもの」であるので、「事業者」である必要があるところ、本法律案における「事業者」の定義は、開業届の有無等によるものではなく、一般的な「事業者」の定義と同様、「商業、工業、鉱業、農林水産業、運送業、サービス業その他の事業を行う者の総称」として用いている。</p>

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 62)

府省名	文部科学省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室	FAX	[REDACTED]
担当者名	はな村篤子	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由
<p>【質問内容】 第3条第1項 本条は下請法第3条に準じた記載と思われるが、下請法では「(書面又は～により)交付」「記載」「書面で交付」となっている箇所が本案では「明示」となっている趣旨は何か。また、「明示」とは具体的にどのような示し方を想定しているのか。</p> <p>【質問の理由】 立場が弱くなりがちなフリーランスであるのに、フリーランスから交付を求める限り規定する事項が交付されないので、実質的にフリーランス側の手元で記録を残すことが困難ではないかと懸念されるため。</p> <p>【回答】 第3条第1項は、下請代金法とは異なり、書面又は電磁的方法のいずれかの方法で契約内容を明示することを業務委託事業者に求めるものです。下請代金法では、電磁的方法による場合は事前に下請事業者の承諾を要するところ（下請代金法第3条第2項）、本法律案において下請代金法とは異なる規律としたのは、本条に定める契約内容の明示義務が特定業務委託事業者だけでなく、フリーランスと同じ個人である業務委託事業者にも課されるものであることや、下請代金法に比べ保護対象となるフリーランスの範囲が広範に及ぶことに加え、最近では、電磁的方法による方が、保存がしやすく検索もしやすい等の理由で電磁的方法を選好するフリーランスも存在していることを踏まえたものです。 なお、明示方法としては、書面の交付のほか、電磁的方法として電子メールや業務委託事業者のウェブサイトを用いる方法等を公正取引委員会規則で定めることを想定しております。</p>

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 63)

府省名	文部科学省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室	FAX	[REDACTED]
担当者名	はな村篤子	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由
<p>【質問内容】 第3条第2項 「ただし、フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合」とは、どのような場合を想定しているか。</p> <p>【質問の理由】 書面交付は受発注双方に同じ書面が残ることでフリーランスを保護するための重要な措置になると思料するが、フリーランスが書面交付を希望しているのに、書面交付をしないこととできるとする規定を置くことで、保護されにくくなる取引が増える懸念があるため。</p> <p>【回答】 フリーランスの中には、電子メールやインターネットを使えない又は使い慣れていないなど、電磁的方法によっては契約内容を確認するのに支障がある者も存在するところ、第3条第2項は、そのような者の保護のため、電磁的方法で明示された場合に書面の交付を求めるができるように定めたものです。 一方で、フリーランスからの求めがあれば、全てのケースにおいて、書面での交付請求に応じなければならないとすると業務委託事業者にとって負担が大きいことから、「フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合」には、例外的にこれに応じなくて良いこととしております。 具体的には、フリーランスが自らの意思で電磁的方法での提供を希望してそれに業務委託事業者が対応したにもかかわらず、提供後に書面の交付も請求するような場合等を定めることを想定しております。</p>

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 64)

府省名	文部科学省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室	FAX	[REDACTED]
担当者名	はな村篤子	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由
<p>【質問内容】 第4条第1項 「給付を受領した日」「役務の提供をした日」とある部分、五月雨に成果物を給付したり、何十日にもわたる公演での実演などの場合は、その都度給付や役務提供は完了していると思われるが、どのタイミングが支払期日算出のための起算日となるのか。</p> <p>【質問の理由】 文化芸術分野の契約では、稽古から本番～千秋楽まで数か月～1年という業務や、企画制作から本番まで1年以上という業務もある時に、支払期日算出のための起算日が不明確になるのではないかという懸念があるため。</p> <p>※また、上記のような取引の場合、途中で（せめて〇ヶ月に1回とか）の支払いを規定することはできないか。それともそれをこの条文で実現できるのでしょうか？（最初の給付があった日から60日以内には払う、それ以降は最低60日以内に払う...、というように） (例：4/1に最初の給付、4/1～5/31分の報酬を5/31に支払い、6/1～7/31の給付分の報酬は7/31の支払い、というように。。)</p> <p>【回答】 役務の提供を委託する場合、「フリーランスが当該役務を提供した日」が「受領した日」となるのが原則であるところ、原則として、フリーランスが提供する個々の役務に対して、それぞれ「支払期日」を設定する必要があります（個々の役務の提供に一定の日数を要する場合には、役務提供が終了した日に対応する「支払期日」を設定することになります）。一方で、ご指摘のようないくつかの問題点について、 ①報酬は、フリーランスと協議のうえ、月単位で設定される締切対象期間の末日までに提供した役務に対して支払われることがあらかじめ合意され、その旨を本法律案第3条により明示している ②当該期間の報酬の額が本法律案第3条の明示の際に明らかにされている ③連続して提供される役務が同種のものである の全ての要件をみたすときには、月単位で設定された締切対象期間の末日を役務の提供があった日として、その日から60日以内に支払うことが認められます。</p>

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 65)

府省名	文部科学省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室	FAX	[REDACTED]
担当者名	はな村篤子	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由
<p>【質問内容】 第4条第5項 報酬を支払えなくなるという「フリーランスの責めに帰すべき事由」とは、具体的にどのようなことを想定しているのか。</p> <p>【質問の理由】 この事由が広く認められると、フリーランスへの報酬支払いが遅れるケースが増える懸念があるため。</p> <p>【回答】 第4条第5項の「フリーランスの責めに帰すべき事由」とは、特定業務委託事業者が期日までに報酬を支払えなくてもやむを得ないと認められるものを意味し、例えば、フリーランスが誤った口座番号を特定業務委託事業者に伝えており、特定業務委託事業者は、支払期日に報酬について払込を実施していたにもかかわらず、口座番号が誤っていたために期日までにフリーランスが報酬を受け取ることができなかった場合などを想定しております。</p>

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 66)

府省名	文部科学省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室	FAX	[REDACTED]
担当者名	はな村篤子	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由
<p>【質問内容】 第3条は「業務委託事業者は～」となっている一方、第4条及び第5条は「特定業務委託事業者は～」となっている。 フリーランス対フリーランスの取引において、発注側のフリーランスが遵守すべき事項は第3条のみということだが、そのようにした理由は何か。 第4条や第5条についても受注側フリーランスにとって重要な事項であることから、「業務委託事業者は」の規定とした方がよいのではないか。</p> <p>【質問の理由】 文化芸術分野では、フリーランスから委託を受けるフリーランスも多くおり（例えば漫画家やデザイナーのアシスタント等）、分野・職種によってはその部分の人材不足が非常に深刻である。その要因にはこれまで各種法律で守られなかったという職業としての不安定さがあると思われるところ、発注側フリーランスの負担を過度に増やさない範囲で、「業務委託事業者」が守るべき事柄を増やしていただけるとよいと考えるため。</p> <p>【回答】 第3条に規定する書面等の交付による契約条件の明示義務の趣旨は、①契約条件を契約当初から明らかにさせることにより後々のトラブルを未然に防止すること、②契約内容に係る証拠を確保することで、（万が一、トラブルが発生しても主張し易くなるので）フリーランスが安心して取引できる環境を整備するという点にある。 このような趣旨は、発注者が個人であるか組織であるかを問わず、当てはまるものである。現に、発注者が個人の場合でも組織の場合でも、書面等の交付がなされていないという実態もある。 また、フリーランス同士の取引においても、契約内容が口頭により示され、具体的な業務内容や報酬額等について認識の齟齬が生ずるなど、契約内容の不明確性に起因するトラブルが生じている実態があることが指摘されている。 そこで、発注事業者が個人である場合には、委託を受けるフリーランスとの間で取引上の立場の優劣があるわけではないものの、トラブルを未然に防止し、取引の適正化を推進するための必要最小限の規律として、契約条件の明確化に限り、フリーランス同士の取引についても対象とした。</p>

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 67)

府省名	文部科学省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室	FAX	[REDACTED]
担当者名	はな村篤子	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由
<p>【質問内容】 第5条 この条で対象となる業務委託は「政令で定める期間以上の期間行う」ものとされているが、そのように限定した理由は何か。また、第2条2項1号に規定される物品の製造や情報成果物の作成委託では、そもそも一定の「期間行う」という考え方方が適用されない取引もあるかと思うが、それらは除外されてよいのか。</p> <p>【質問の理由】 文化庁が2021年末に実施した契約に関するアンケートでは、契約の最短期間は一番短い回答で「5分」1日単位（1日～60日）の回答が35.6%と多く、「1日」との回答が約20%であるなど、短期間の業務も多いことから、一定の期間以上という限定は、保護の対象から漏れる取引を増やしてしまう懸念があるため。</p> <p>【回答】 第5条各に定める遵守事項は、本来当事者間の取引の自由に委ねられ、民事的解決が図られるべき事項であり、こうした民事契約に対し罰則付きの命令も含めた行政による介入は抑制的であるべきと考えています。他方で、取引上の行為については、一般的に契約期間が長くなるほど、経済的依存関係・従属関係が生じやすく、保護の必要が高くなる傾向にあることから、「政令で定める期間以上の期間行う」ものに限定して、規制の対象としたものです。また、御指摘のような一定の期間行うという考え方になじまない単発の取引についても、当該取引に係る契約条件（本法律案第3条第1項で明示することが求められているもの）を定めた基本契約のようなものが存在する場合については、当該基本契約の契約期間をもって「政令で定める期間以上の期間」を判断することとしております。 基本契約を起点として取引関係にある場合には、単発の業務委託についても、本法律案第5条の規律が及ぶこととなります。</p>

**フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 68)

府省名	文部科学省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室	FAX	[REDACTED]
担当者名	はな村篤子	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由
<p>【質問内容】</p> <p>第5条 「政令で定める期間以上の期間行う」とあるが、どの程度の期間を想定しているのか。</p> <p>第13条、第16条にも同様の記載があるが、全て同じ期間（の長さ）で規定されるのか。</p> <p>【質問の理由】</p> <p>文化庁が2021年末に実施した契約に関するアンケートでは、契約の期間として短いものは5分、長いものだと年単位という回答もあるほど、業種や職種によって契約期間は様々である。そのため、契約期間の長さだけを基準として、保護の程度が変わること可能性があることについては懸念があるため。</p> <p>【答】</p> <p>今後の検討事項ですが、第5「政令で定める期間以上の期間」については、3～6ヶ月を想定しております。また、第13条、第16条については、「契約期間が1年以上」又は「更新により1年以上」を想定しております。</p>

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 69)

府省名	文部科学省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室	FAX	[REDACTED]
担当者名	はな村篤子	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由
<p>【質問内容】 第5条第1項 ここでいう「政令で定める期間以上の期間行う」「業務委託」というのは、第13条に規定される「継続的業務委託」とは異なるのか。</p> <p>【質問の理由】 同じにしても違うにしても、この種の業務委託について「●●業務委託」と名前がついていた方がわかりやすくて良いのではと思ったため。 (もし第13条と同じなのであれば、こちらで「継続的業務委託」を規定してしまえばよいのではないかと思ったため。)</p> <p>【回答】 第5条の「業務委託」と第13条の「継続的業務委託」は、いずれも一定期間継続する「業務委託」ではあるものの、第5条の「業務委託」については、経済的依存関係・従属関係が認められ、第5条に規定するような不利益行為の問題が実際に生じている傾向にある期間を意味する概念であるのに対し、第13条の「継続的業務委託」については、措置の対象を育児・介護等に関する配慮や委託に係る契約の維持存続を期待し得るような程度の期間・回数の取引に限定する趣旨で規定された概念であって、それぞれ異なる趣旨から導かれる概念ですので、それぞれの条項において定義を置いております。</p>

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 70)

府省名	文部科学省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室	FAX	[REDACTED]
担当者名	はな村篤子	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由
<p>【質問内容】 第5条第1項 この部分は下請法第4条に準拠しているものと思われるが、下請法第4条第1項2号に記載のある「支払期日の経過後、なお報酬が支払われないこと」という規定がこちらにない理由は何か。</p> <p>【質問の理由】 報酬の未払いも禁止事項として明示した方が、フリーランス保護につながると考えられるため。</p> <p>【回答】 フリーランスに係る取引においては、報酬の支払いが生計に直結することに鑑み、支払期日どおりの報酬の支払いを確保する観点から、本法律案においては、報酬の支払期日の設定義務に併せて報酬支払義務を作為義務として規定したものです（本法律案第4条第5項）。これに伴い、下請代金法第4条第1項第2号に規定するような不作為義務を設けておりません。</p>

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 71)

府省名	文部科学省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室	FAX	[REDACTED]
担当者名	はな村篤子	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由
<p>【質問内容】 第5条第2項 この部分は下請法第4条に準拠しているものと思われるが、下請法第4条2項1号として記載のある「原材料等を自ら購入させた場合に報酬の支払いよりも先にそれらの代金を支払わせる等すること」という規定がこちらにない理由は何か。</p> <p>【質問の理由】 文化芸術分野では出演者の報酬がチケットノルマ制になっているケースもあり、チケットが「捌けなかった」場合には、出演することによって赤字になるケースもあると聞く。下請法第4条2項1号として記載のある「原材料等」にチケットも含まれることになれば、チケットノルマ制による不利益をフリーランスが被らずに済むのではないかと考えるため。</p> <p>【回答】 フリーランスに対する業務委託において、製造委託を想定していた下請代金法のような、原材料等を有償で支給して製造を行わせるといった取引は少なく、問題事例も規律を設ける必要性を肯定するほどには確認されていないことから、本法律案においては、下請代金法第4条第2項第1号に相当する規定は設けないこととしております。なお、ご指摘の事例については、具体的な事実関係によっては、本法律案第5条第1項第5号あるいは同条第2項第1号が適用される可能性があることを付言いたします。</p>

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 72)

府省名	文部科学省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室	FAX	[REDACTED]
担当者名	はな村篤子	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由
<p>【質問内容】 第14条 ハラスメント防止のため「相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない」とあるが、これらは具体的にどのような対応を想定しているか。特に、小規模な特定業務委託事業者にとっては負担が大きかったり、とれる対応の実効性確保に疑問も生じたりするが（発注者自らや自らに近い者を相談担当者として設定する等）、どのような対応が最低ラインとして想定されるのか。</p> <p>【質問の理由】 小規模な特定業務委託事業者における負担が大きくなることに対する懸念、また、負担が大きい割に対応の実効性が低くなるのではないかという懸念があるため。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 本法第14条において特定業務委託事業者に義務付けられるハラスメント防止に係る措置の内容としては、現行の労働法において事業主に講じていただいているものと同様の①ハラスメント行為を行ってはならない旨の周知・啓発 ②ハラスメント行為を受けた者からの相談に対応する体制の整備 ③ハラスメントが発生した場合の事後の適切な対応を想定しております。○ また、具体的な取り組み内容については、発注事業者の体制に応じて柔軟に取り組んでいただけるよう、指針において、幅を持たせた措置を定めることを想定しております。○ 上記のことから、個々の事情に応じて、既存の取組・体制の活用も図ることで、過度な負担にならずご対応いただけると考えておりますが、施行に向け、引き続き取引の実態や関係者の御意見等も踏まえ、検討していきたいと考えております。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 73)

府省名	文部科学省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室	FAX	[REDACTED]
担当者名	はな村篤子	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由
<p>【質問内容】 第19条第3項 第14条（ハラスメントに関する措置）に関しては、勧告に係る措置を取らなかった時に同条第1項と同様の「措置を取るべきことを命ずる」としていない理由は。</p> <p>【質問の理由】 本法内の他項目と比べ、ハラスメントに関する事項について相対的に保護の程度が弱く感じてしまうため。</p> <p>【回答】</p> <p>○ 本法第14条以外の規定については、特定業務委託事業者に対して、個々の行為に係る作為義務及び遵守事項を課す行為規制である一方で、第14条については、</p> <p>①特定業務委託事業者の体制整備という形で、企業の内部事項に関わる義務を課し、また、それを通じた就業環境の整備により、間接的にフリーランスの権利利益の保護に資するものであること</p> <p>②各事業者の事業や組織の実情に応じた取組や是正を促すことが適当であり、一律の基準による規律にはなじまないこと</p> <p>から、勧告により事業者の自主的取組を促すことが適切であるとして、勧告に係る措置をとらなかった場合の命令の規定を設けないこととしております。</p>

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 74)

府省名	文部科学省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室	FAX	[REDACTED]
担当者名	はな村篤子	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由
<p>【質問内容】 第20条第2項 第14条（ハラスメントに関する措置）に関しては「検査させることができる」の規定がないのはなぜか。</p> <p>【質問の理由】 本法内の他項目と比べ、ハラスメントに関する事項について相対的に保護の程度が弱く感じてしまうため。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 通し番号73でお示しした理由から、本法第14条の規定の違反に対しては、勧告・公表といった行政指導での対応をとることとしております。○ したがって、行政処分の履行確保のために行われる立入検査等の強制的な手段をとることはできないと解したことによるものです。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 75)

府省名	文部科学省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室	FAX	[REDACTED]
担当者名	はな村篤子	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由
<p>【質問内容】 第24条第1項1号 「命令に違反した時」とあるが、措置命令に「違反した」というのは具体的にどのようになった段階で「違反」と認定するのか。</p> <p>【質問の理由】 例えば措置命令を出した後何日目までに、といった目安が示されたりしないと、認定が難しくなるのではないかと懸念するため。</p> <p>【回答】 命令の内容等は具体的な事案ごとに異なるため、何日後までに従わなければ命令違反となるといった基準を設けるものではなく、事案ごとの個別の事情に鑑みて、命令違反を認定するものである。</p>

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 76)

府省名	文部科学省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室	FAX	[REDACTED]
担当者名	はな村篤子	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由
<p>【質問内容】 第 26 条 ハラスメントに関する罰則金額がそれ以外の事項の罰則に比べて低い（50 万円→20 万円）のはなぜか。</p> <p>【質問の理由】 本法内の他項目と比べ、ハラスメントに関する事項について相対的に保護の程度が弱く感じてしまうため。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 本法第 14 条の規定違反に対しては、通し番号 73、74 でお示しした通り、勧告によって対応することとしており、指導や勧告を行う上で必要な報告を求めた際に虚偽の報告があった場合等においては、20 万円以下の過料を科すこととしております。○ この点において、現行の法律においては、例えば、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の安定に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）のパワーハラスメント防止について事業主が講ずべき措置（同法第 30 条の 2）について立入検査規定（同法第 34 条）とは別途、報告徴収規定（同法第 36 条）を設け、その違反に対し 20 万円以下の過料を科すこととしております。○ 本法律案におけるハラスメント対策についても、フリーランスの生身の働き手という側面に着目し、その就業環境を整備するという点において、労働者に係るハラスメント対策と基本構造が類似することから、同程度の規律を置くこととしたものです。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 77)

府省名	文部科学省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室	FAX	[REDACTED]
担当者名	はな村篤子	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由
<p>【質問内容】</p> <p>附則1 公布から施行までの間が1年6か月というのは、準備期間として大変短いと思われるが、この期間となった理由は。業務委託事業者となる者はこの間に準備を完了させることができたと考えるか。</p> <p>【質問の理由】</p> <p>本法に規定される措置を取るためには事務的な作業が急増する事業者もあると想像されるところ、特に小規模な事業者の場合、人員増や体制強化を行う必要も出てきて1年6か月では対応しきれないのではないかと懸念されるため。</p> <p>【回答】</p> <p>ご指摘のとおり、本法律案は多数の発注事業者に対して新たな義務を課す内容を含むものであることから、一定の周知期間と対応の猶予期間を設ける必要があります。しかし、一方で、フリーランスと発注事業者との間の業務委託に係る取引関係については、本法律案の規定によって手当すべき課題が既に発生している状況であるため、一刻も早い対処が望まれております。このような観点から、関係団体等と丁寧に議論しながら、1年6月とすることとした。</p>

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 103)

府省名	文部科学省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	初等中等教育局初等中等教育 企画課	FAX	[REDACTED]
担当者名	水島淳	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

【質問内容】

第二条第三項について、「事業者」「業務委託事業者」に地方公共団体や教育委員会等の行政機関は該当しうるか。

【質問の理由】

一般に、地方公共団体や教育委員会等の行政機関においても、webデザイナー等のフリーランスに業務委託することが想定されますが、本法案において「事業者」の範囲が明記されていないため、確認したく考えています。

【回答】

国や地方公共団体等の行政機関であっても、「なんらかの経済的利益の供給に対応して反対給付を反復継続して受ける経済活動を行う者」（東京都と畜場事件・最判平元・12・14民集43巻12号2078頁）であれば「事業者」に当たり、本法律案における「業務委託事業者」にも該当し得るものと整理している。